(二)　内国法人等の外国関係会社に係る所得の課税の特例等について、次の見直しを行うこととした。（租税特別措置法施行令第二五条の一九～第二五条の二〇、第二五条の二二の四、第二五条の二五～第二五条の二八、第二五条の三〇、第三九条の一四～第三九条の一五、第三九条の一七～第三九条の一七の四、第三九条の一八、第三九条の二〇の二～第三九条の二〇の五、第三九条の二〇の七、第三九条の一一四～第三九条の一一七の三、第三九条の一一八、第三九条の一二〇の二～第三九条の一二〇の五及び第三九条の一二〇の七関係）

(1)　外国関係会社の範囲について、一定の部分対象外国関係会社との間に特殊の関係がある外国法人の細目を定める。

(2)　適用対象金額について、特定部分対象外国関係会社株式等の特定譲渡に係る譲渡利益額を控除する。

(3)　外国金融子会社等の範囲について、その本店所在地国の法令に準拠して保険業を行う部分対象外国関係会社と同様の状況にあるもの及びその本店所在地国においてその役員又は使用人がその業務の全てに従事している部分対象外国関係会社と同様の状況にあるもの並びに外国金融機関に準ずるものの細目を定める。

(4)　法人の所得に対して課される税が存在しない国又は地域に本店又は主たる事務所を有する外国関係会社に係る租税負担割合の計算の細目を定める。

(5)　部分適用対象金額について、解散により外国金融子会社等に該当しないこととなった部分対象外国関係会社に係る特定金融所得金額の算定方法等の細目を定める。

(6)　外国金融子会社等の異常な水準に係る資本に対する所得の課税について、特定資本関係の細目を定める。

(7)　特殊関係株主等である内国法人等に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例について所要の改正を行う。

(三)　外国組合員に対する課税の特例について、特例適用組合事業から生ずる対象国内源泉所得に係る損失額の計算の細目等を定めることとした。（租税特別措置法施行令第二六条の三〇及び第三九条の三三関係）

4　資産課税

(一)　小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例について、持ち家に居住していない者に係る特定居住用宅地等の適用要件におけるその者と特別の関係がある法人の範囲等を定めることとした。（租税特別措置法施行令第四〇条の二関係）

(二)　相続財産を贈与した場合の相続税の非課税制度の対象となる地方独立行政法人の範囲に、申請等関係事務を主たる目的とする地方独立行政法人並びに介護医療院の設置及び管理の業務を主たる目的とする地方独立行政法人を加えることとした。（租税特別措置法施行令第四〇条の三関係）

(三)　相続時精算課税適用者の特例について、特例の適用を受ける財産の相続税法等の適用に関する事項を定めることとした。（租税特別措置法施行令第四〇条の四の七関係）

(四)　相続税の納税猶予を適用している場合の都市農地の貸付けの特例について、貸付けを行った場合の届出書及び継続届出書の提出要領等を定めることとした。（租税特別措置法施行令第四〇条の七の四及び第四〇条の七の五関係）

(五)　特定の美術品についての相続税の納税猶予制度について、納税が猶予される税額の計算方法の細目、特例の適用を受けるための担保の提供の手続等を定めることとした。（租税特別措置法施行令第四〇条の七の七関係）

(六)　非上場株式等に係る贈与税及び相続税の納税猶予制度について、本特例の適用対象となる贈与者等の要件等を定めることとした。（租税特別措置法施行令第四〇条の八～第四〇条の八の四関係）

(七)　非上場株式等に係る贈与税及び相続税の納税猶予の特例制度について、特例認定承継会社の事業の継続が困難な事由の細目等を定めることとした。（租税特別措置法施行令第四〇条の八の五～第四〇条の八の八関係）

(八)　土地の相続登記に対する登録免許税の免税措置について、その対象となる土地の範囲を定めることとした。（租税特別措置法施行令第四四条の二関係）

5　消費課税

(一)　輸出酒類販売場における酒税免税制度について、次の見直しを行うこととした。（租税特別措置法施行令第四六条の八の二及び第四六条の八の三関係）

(1)　免税販売手続は、輸出酒類販売場を経営する酒類製造者が、非居住者から旅券等の提示を受け、酒類購入記録情報（非居住者により購入された免税酒類に関する情報を記録した電磁的記録をいう。）を、電子情報処理組織を使用して、消費税の免税販売手続に係る購入記録情報に併せて、遅滞なく国税庁長官に提供する方法とする。ただし、国税庁長官に提供した電磁的記録を当該酒類製造者が保存しない場合には、その販売について、輸出酒類販売場における酒税免税制度は適用しない。

(2)　輸出酒類販売場を経営する酒類製造者は、免税酒類を購入する非居住者に対して、当該免税酒類が輸出するため購入されるものであること等を説明しなければならない。

(3)　輸出酒類販売場において免税酒類を購入した非居住者は、その出国の際、税関長にその所持する旅券等を提示しなければならない。

(4)　右記(1)の酒類購入記録情報は、その提供すべき輸出酒類販売場を経営する酒類製造者と契約を締結した承認送信事業者が、消費税の免税販売手続に係る購入記録情報に併せて国税庁長官に提供できる。この場合において、当該承認送信事業者は、国税庁長官に提供した酒類購入記録情報を当該輸出酒類販売場を経営する酒類製造者に提供するものとする。

(二)　移出に係る揮発油の特定用途免税に関する特例等について、その適用を受けることができる揮発油であることを明らかにする方法、承認申請書の記載事項等を定めることとした。（租税特別措置法施行令第四七条の五、第四七条の八及び第四八条の二関係）

二　租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成七年政令第一五八号）の一部改正関係

農地法の改正に伴う所要の整備を行うこととした。（租税特別措置法施行令附則第二八条関係）

三　租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成一七年政令第一〇三号）の一部改正関係

農地法の改正に伴う所要の整備を行うこととした。（租税特別措置法施行令の一部を改正する政令附則第三三条関係）

四　この政令は、一部の規定を除き、平成三〇年四月一日から施行することとした。

◇税理士法施行令の一部を改正する政令（政令第一四六号）（財務省）

1　税理士試験の受験手数料について、受験科目が一科目の場合は四、〇〇〇円（改正前三、五〇〇円）に、受験科目が二科目以上の場合は一科目追加ごとに加算する額を一、五〇〇円（改正前一、〇〇〇円）に引き上げることとした。（第六条の二関係）

2　この政令は、平成三〇年四月一日から施行することとした。

◇租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一四七号）（財務省）

1　租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の適用対象から除かれる租税特別措置法の規定の範囲の見直しを行うこととした。（第一条関係）

2　適用額明細書の提出義務の対象となる法人税関係特別措置の範囲の見直しを行うこととした。（第二条関係）

3　この政令は、一部の規定を除き、平成三〇年四月一日から施行することとした。

◇東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一四八号）（財務省）

1　電子情報処理組織による申告の特例について、本特例の対象となる確定申告書等に添付書類を添付して各事業年度の所得に対する法人税の申告を行うこととされている法人税に関する特例に係る規定を定めることとした。（第二〇条の二及び第二五条の二関係）

2　この政令は、一部の規定を除き、平成三〇年四月一日から施行することとした。